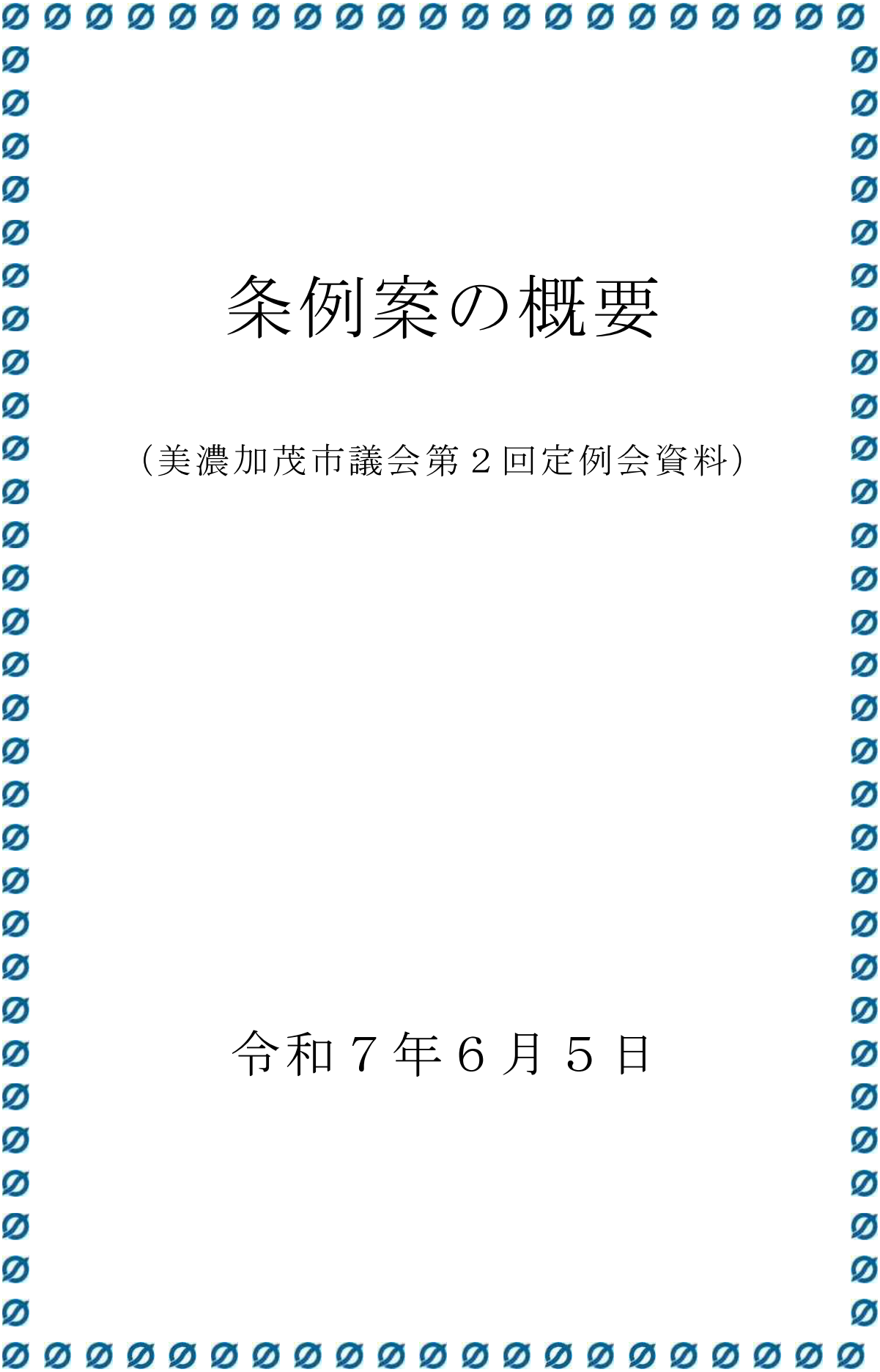


A decorative border made of small blue circles arranged in a rectangular frame around the central text.

条例案の概要

(美濃加茂市議会第2回定例会資料)

令和7年6月5日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について）	1
承第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について）	5
議第 3 4 号	美濃加茂市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	6
議第 3 5 号	美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	7
議第 3 6 号	美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	8
議第 3 7 号	美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例及び美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	1 0

〔承第 2 号〕

美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について

【議案書： 16 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号） 地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 119 号） 地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 30 号）
条例改正に影響する施行日	令和 7 年 4 月 1 日
改正された法令	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）、地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「規則」という。）
条例改正に影響する条	法第 20 条の 2、法第 314 条の 2、法第 317 条の 2、法第 317 条の 3 の 2、法第 317 条の 3 の 3、法第 352 条、法第 463 条の 15、法第 463 条の 23、法第 605 条の 2、法附則第 15 条、法附則第 15 条の 9 の 3、法附則第 16 条の 4、法附則第 30 条の 3、令附則第 15 条の 2 の 6、令附則第 15 条の 2 の 7、規則第 1 条の 8、規則第 1 条の 9

○ 条例改正趣旨

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、地方税法等が改正されたことに伴い、所要の改正を行います。

◎ 改正の主な内容

（公示送達）

○ 公示送達の掲示場の改正（第 11 条、第 11 条の 3 関係）

趣 旨：従来は、美濃加茂市公告式条例（昭和 33 年美濃加茂市条例第 15 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示することで公示送

達を行っていましたが、従来の手法に加え、デジタル等の映像表示でも公示送達したことにできるようになります。

施行日：地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日

（個人住民税）

○ 特定親族特別控除の新設に伴う所得控除の追加（第２６条の３関係）

趣 旨：所得税法及び地方税法の規定の改正により、特定親族及び特定親族特別控除が新設されたことにより、個人住民税における所得控除に特定親族特別控除を増やす改正を行います。

なお、特定親族特別控除の概要は次のとおりです。

特定親族特別控除：特定親族（控除対象扶養親族のうち、その年１２月３１日現在の年齢が１９歳以上２３歳未満の方）のうち、合計所得が５８万円（給与収入１２３万円）を超える場合は、その特定親族の合計所得に応じ、次の表の控除額を所得控除できます。

特定親族の前年の 合計所得金額	控除額	
	個人住民税	所得税（参考）
５８万円超８５万円以下	４５万円	６３万円
８５万円超９０万円以下		６１万円
９０万円超９５万円以下		５１万円
９５万円超１００万円以下	４１万円	４１万円
１００万円超１０５万円以下	３１万円	３１万円
１０５万円超１１０万円以下	２１万円	２１万円
１１０万円超１１５万円以下	１１万円	１１万円
１１５万円超１２０万円以下	６万円	６万円
１２０万円超１２３万円以下	３万円	３万円

施行日：令和８年１月１日

○ 特定親族及び特定親族特別控除の新設に伴う申告書の提出義務要件の変更（第２８条の２、第２８条の３の２、第２８条の３の３関係）

趣 旨：所得税法及び地方税法の規定の改正により、特定親族及び特定親族特別控除が新設されたことにより、市民税申告書、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出要件の改正を行います。

施行日：令和８年１月１日

○ 字句の整理（第 3 2 条の 4 の 2、第 7 8 条、附則第 6 条の 2、附則第 6 条の 4 関係）

趣 旨：法律改正にあわせて改正等に伴う項ずれ等を改正します。

施行日：令和 7 年 4 月 1 日

○ 軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分及び減免申請内容の改正（第 6 6 条、第 7 1 条関係）

趣 旨：令和 7 年 1 1 月から強化される排ガス規制に対応するため、総排気量 1 2 5 c c 以下かつ最高出力 4. 0 k w 以下の二輪の原動機付自転車の税率を年額 2 千円と定めることとします。

施行日：令和 7 年 4 月 1 日

○ 道路交通法の改正（マイナ免許証の運用開始）に伴う改正（第 7 2 条関係）

趣 旨：軽自動車税種別割の減免申請を受ける際に必要な運転者の運転免許証を、マイナ免許証の運用に合わせるように改正します。

施行日：令和 7 年 4 月 1 日

○ 特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設（附則第 6 条の 3 関係）

趣 旨：法律改正にあわせて新設

施行日：令和 7 年 4 月 1 日

○ 加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例に伴う見直し（附則第 1 5 条関係）

趣 旨：加熱式たばこは紙巻きたばこに比べ税負担が少ないため、紙巻きたばこへの本数換算に使用する価格要素と重量のうち価格要素を廃し、重量のみで換算する方式に見直します。

施行日：令和 8 年 4 月 1 日

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第 1 条）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行します。

(1) 第 2 6 条の 3、第 2 8 条の 2 第 1 項ただし書（「特定非営利活動促進

法」を「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）」に改める部分を除く。）、第28条の3の2第1項第3号及び第28条の3の3第1項（「申請書」を「申告書」に改める部分を除く。）の改正並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

(2) 美濃加茂市税条例附則第15条の改正及び附則第6条の規定 令和8年4月1日から

(3) 第11条及び第11条の3の改正並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

○ 経過措置（第2条から第6条まで）

公示送達、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税について、それぞれ経過措置を定めます。

◎ 専決日

令和7年3月31日

〔承第 3 号〕

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について

【議案書：32 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）
条例改正に影響する施行日	令和 7 年 4 月 1 日
改正される法令	地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）
条例改正に影響する条	附則第 1 5 条

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布され、地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行います。

◎ 改正の主な内容

- 条項の整理（附則第 3 項、附則第 4 項、附則第 5 項及び附則第 1 5 項関係）
税標準の特例を規定している地方税法附則第 1 5 条が改正されたことに伴い、附則で引用している条項を整理したものです。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

◎ 専決日

令和 7 年 3 月 3 1 日

〔議第 3 4 号〕

美濃加茂市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

【議案書：50頁】

◎ 改正の概要

現在、市民に限定している総合福祉会館の利用者について、利用者拡大と交流人口の増加のために、制限を無くすとともに、使用休止中の浴室について、正式に廃止するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 利用者の範囲の改正（第 6 条関係）

第 1 項の「市内に住所を有する」を削り、利用者の範囲を拡大するとともに、浴室の利用者に係る規定である第 2 項を削ります。

○ 開館時間等の改正（第 8 条関係）

浴室の入浴時間に係る規定である第 3 項を削ります。

○ 利用の制限等の改正（第 1 0 条関係）

浴室の利用に係る規定である第 2 項及び第 3 項を削ります。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行します。

〔議第 35 号〕

美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：52 頁】

◎ 改正の概要

みのかも健康の森のワイヤー遊具について、使用時の安全性の確保が困難となったため使用許可施設から削り、パターゴルフ場について 1 ラウンドは 18 ホールと規定していますが、一部のホールを修繕することを可能とするために、当該規定を削るものです。

◎ 改正の主な内容

○ 使用許可施設の変更等（別表関係）

使用許可施設からワイヤー遊具を削り、パターゴルフ場の備考欄の記載を削るものです。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行します。

〔議第 3 6 号〕

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：53頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第50号）
条例改正に影響する施行日	令和7年6月4日(公布の日)
改正された法令	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）
条例改正に影響する条	第14条

○ 条例改正趣旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年6月4日に公布され、選挙長等の費用弁償額が引き上げられたことに伴い所要の改正を行うとともに、新たに監査専門委員の報酬及び費用弁償の規定を追加するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 監査専門委員の報酬及び費用弁償の追加（別表関係）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第200条の2の監査専門委員に対する報酬及び費用弁償を別表に追加するものです。

区 分	報酬の額	費用弁償
監査専門委員	時間額 10,000円	美濃加茂市職員の旅費に関する条例に規定する市長、副市長及び教育委員会の教育長の旅費に相当する額

○ 選挙長等の報酬の引き上げ（別表関係）

区 分	改正後	改正前
選挙長及び開票管理者	12,200円	10,800円
投票所の投票管理者	14,500円	12,800円
期日前投票所の投票管理者	12,800円	11,300円
投票所の投票立会人	12,400円	10,900円

期日前投票所の投票立会人	10,900円	9,600円
指定施設の不在者投票における外部立会人	12,400円	10,900円
選挙立会人及び開票立会人	10,100円	8,900円

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第1項）

この条例は、公布の日から施行します。

○ 経過措置（第2項）

改正後の美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（改正後の条例第4条及び別表中監査専門委員の規定を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙又は投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例によることとします。

〔議第 37 号〕

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例及び美濃加茂市職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：57 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）
条例改正に影響する施行日	令和 7 年 10 月 1 日
改正された法令	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）
条例改正に影響する条	第 19 条

○ 条例改正趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- 仕事と育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度の拡充に伴う改正（第 19 条から第 21 条まで関係）

部分休業について、現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の形態に加え、1 年につき条例で定める時間（10 日相当）を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とします。

第 2 条 美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- 仕事と育児の両立支援制度に関する職員に意向の聴取・配慮等の新設（第 16 条の 2 の 2 関係）

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するために、本人若しくはその配偶者が妊娠したこと等を申し出た職員又は 3 歳に満たない子を養育する職員への仕事と育児の両立支援制度の情報提供及び意向確認を任命権者が実施しなければならないことを規定します。

◎ 施行期日等（附則）

- 施行期日（第 1 項）

この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行します。ただし附則第3項の規定は、公布の日から施行します。

○ 経過措置（第2項）

地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とします。

○ 経過措置（第3項）

任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の2の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができます。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなします。